



12月

「職場のハラスメント撲滅月間」です

令和5年度



私たちは持続可能な開発目標支援 (SDGs) をしています

ハラスメント防止啓発講演会



YouTube
による 録画配信
(要事前申込)

社員研修にも
ご活用ください



【第1部】 講演 70分

「今こそ学びたい！ハラスメント対策
～あなたの『あたりまえ』は
だれかのハラスメントかも？～」



「パワハラ」、「セクハラ」、「マタハラ」、※「ジェンハラ」…など、ハラスメントに関する意識や価値観が日々変化の中で、今だからこそ学びたいハラスメントの具体例や予防対策などをお話しいたします。

※ジェンダーハラスメント(ジェンハラ)とは、「性別に基づいた差別や偏見、いじめ、暴言、侮辱、セクシャルハラスメントなど」のこと。

【第2部】 情報提供 20分

「職場におけるハラスメント
防止対策について」

【説明】 佐賀労働局 雇用環境・均等室

- 対象：**どなたでも**
(視聴後の web アンケートに回答いただける方)
- 参加費：**無 料**(通信料は各自負担)
- 申込み：**専用申込フォームからの参加申込**が必要です。
下記アドレス、または 右の 2 次元コードから
専用申込フォーム へお進みください。
- https://www.avance.or.jp/danjo/_2790/_5501.html
- 申込締切：**11月24日(金)**
- ※申込をいただいた方に視聴用 URL を **11月30日(木)**までに
メールでお知らせします。



専用申込フォーム



▶ 配信期間

12月1日(金)
～ **12月15日(金)**

- ▶ 上記期間内のご都合の良い時間に、ご視聴できます。
- ▶ インターネットに接続できる環境 (パソコン、タブレット、スマートフォン) が必要です。



【第1部 講師】 **新美 智美さん**
特定社会保険労務士、シニア産業カウンセラー
(フローリッシュ社労士事務所 所長)

商社人事部に15年在籍し、労務管理から採用・教育、人材制度の企画立案まで人事全般を経験した。

現在は、ハラスメント問題・メンタルヘルス対策・労務管理に強い社労士として、多くの企業からの相談を受けたり、セミナー講師、コンサルティングを行っている。

特にセミナー講師については「丁寧でわかりやすい」と参加者から好評を得ている。

【問い合わせ】

佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目 2-11

TEL 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591

E-mail danjo@avance.or.jp

URL <https://www.avance.or.jp>

※佐賀県立男女共同参画センターの事業は、佐賀県からの委託を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。

※この受講者募集に伴い収集した個人情報は、講座運営のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

※天候や感染症の流行等によっては、講座を中止または変更する場合があります。

【主催】 佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)・佐賀労働局・女性の活躍推進佐賀県会議